

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 2 月15日
【会社名】	株式会社ヤクルト本社
【英訳名】	YAKULT HONSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成 田 裕
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸 1 丁目10番30号
【電話番号】	03(6625)8960(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 石 黒 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸 1 丁目10番30号
【電話番号】	03(6625)8960(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 石 黒 仁
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 706,084,650円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額(会社 法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は2024年2月15日に市場買付により自己株式を取得したため、2024年2月9日付で提出した有価証券届出書ならびに2024年2月13日付および2024年2月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載内容について、添付書類を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

- ・自己株券買付状況報告

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

（訂正前）

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期(自2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) 2023年 6 月22日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第72期第 1 四半期(自2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)2023年 8 月 9 日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第72期第 2 四半期(自2023年 7 月 1 日 至 2023年 9 月30日)2023年11月14日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第72期第 3 四半期(自2023年10月 1 日 至 2023年12月31日)2024年 2 月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年 2 月14日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2023年 6 月23日関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年 2 月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年 2 月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期(自2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日) 2023年 6 月22日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第72期第 1 四半期(自2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)2023年 8 月 9 日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第72期第 2 四半期(自2023年 7 月 1 日 至 2023年 9 月30日)2023年11月14日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第72期第 3 四半期(自2023年10月 1 日 至 2023年12月31日)2024年 2 月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年 2 月15日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を2023年 6 月23日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月15日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。